



みずの あきら
水野 晃 議員
MIZUNO Akira

Q. 地籍調査の実施は

A. 着手に向けて検討する

地籍調査は、国土調査法に基づいて行われる土地の調査で、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査である。

南海トラフ地震は30年以内に、70～80%の確率で発生すると予測されている。地籍調査をしていないと、災害復旧に遅れが生じる。地籍調査は重要であり、町民の皆さまに理解を求め、調査を進めなければならぬ。豊山町は、どのように考えているか。

Q 豊山町の地籍調査進捗率は0%であり、調査は未着手状態である。

近隣他市町の進捗率は、北名古屋市は49%、清須市は8%、春日井市は14%、小牧市は14%、名古屋市は7%である。なぜ、豊山町は0%なのか。

A 産業建設部長
地籍調査が進まない一般的な要因としては、地籍調査の必要性や効果が住民に十分理

解されず、調査に向けた機運が高まらないことなどが挙げられる。本町においても、このような背景から地籍調査が進んでいない状況と考えている。

Q 地籍調査の必要性と実施についての考えは。

A 産業建設部長
地籍調査の必要性やメリットとしては、公共事業の円滑化、災害後の早期復旧、課税の適正化・公平化、土地取引の円滑化などが挙げられる。現在、本町では、直近で

地籍調査の実施予定はないが、地籍調査の成果と同様の取り扱いができる国土調査法第19条第5項の指定制度の活用を検討している。

Q 平成23年度に策定した豊山町地籍調査事業計画から約14年経過している。現在の進捗状況は。

A 産業建設部長
計画では空港敷地などを除く、3.83平方キロメートルを町の目標調査面積と定め

ている。現在まで地籍調査の実績は無い。

Q 地籍調査には経費がかかる。土地の所有者には経費がかからないと理解しているのか。

A 産業建設部長
地籍調査を実施するための経費は、国、県、市町村で負担することになるので、土地所有者の費用負担はない。ただし、土地境界の立ち合いに係る交通費は自己負担となる。

Q 今後の地籍調査実施についての町長の考えは。

A 町長
現在、本町の地籍調査の

進捗率が0%であるという実情を踏まえ、今後、地権者である町民の皆さまのご意向もお聞きしながら、地籍調査の着手に向けて検討していきたいと考えている。

そのような中、まずは愛知県基幹的広域防災拠点と豊山町臨空第2公園の整備に合わせて、国土調査法第19条第5項の指定制度を活用していきたいと考えている。

また、指定制度の活用の際としては、愛知県と密に連携を図るとともに、国の補助メニューを最大限に活用し、土地の測量や調査に係る町の費用負担の軽減に取り組んでまいります。

なぜ地籍調査をやっているの？

地籍調査をしないとこんな困ったことに



地籍調査が行われていない場合、このようなトラブルが発生することがあります。

国土交通省
地籍調査 Web サイトより